

第1章

特許における取組

研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内のみならず国外での知的財産戦略の重要性も一層増していく中で、特許庁は、我が国企業や大学・研究機関等のグローバルな知的財産活動を支援するため、「世界最速・最高品質の特許審査」の実現に向けた様々な取組を講じてきた。

また、IoTや人工知能(AI)、ビッグデータ等の新技術の研究開発及びビジネスへの適用が急速に進んでおり、これらへの対応も急務となっている。

本章では、「世界最速・最高品質の特許審査」を実現するための、審査の迅速化に関する取組、質の高い権利を設定するための取組、及び海外特許庁との連携・協力について紹介する。

1. 審査の迅速性を堅持するための取組

知的創造、権利設定、権利活用の知的創造サイクルを加速する上で、一次審査通知までの期間のみならず、権利化までの期間の短縮を求めるニーズが高まっている。そこで、2023年度までに特許の「権利化までの期間¹」(標準審査期間)と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内とすべく、登録調査機関による先行技術文献調査の拡充、必要な審査官の確保等の取組を着実に実施してきた。「権利化までの期間」(標準審査期間)が14か月以内になれば、例えば出願とほぼ同時に審査請求された案件が、出願公開の前には特許取得の目処がつくことを意味しており、これは、特許権の活用に加えて、特許査定に至らなかった発明の秘匿も含めた、多様な事業戦略の構築を可能にするものと期待される。本節では、これらの審査の迅速化に関する取組について紹介する。

(1) 特許審査の迅速化の推進

① 登録調査機関による先行技術文献調査の実施

特許庁は、審査官が行う先行技術文献調査の一部を登録調査機関へ外注することで、特許審査の質を維持向上させつつ特許審査の迅速化を図っている。2019年度においては、先行技術文献調査の総件数14.6万件のうち11.7万件で英語特許文献検索、3.0万件で韓国語特許文献検索、3.0千件で独語特許文献検索を行った。

登録調査機関の数は、2020年4月1日現在9機関である[2-1-1図]。登録調査機関としての登録は、39に分けられた技術区分単位で行うこととし、各登録調査機関は登録した区分で調査業務を行っている。

その他、出願人等が登録調査機関の調査能力を活用できるよう、特定登録調査機関制度を設けており、一部の登録調査機関は、特定登録調査機関として、出願人等の求めに応じ先行技術調査を行っている。

2-1-1 図 【登録調査機関一覧 (2020年4月1日)】

登録調査機関名
(一財) 工業所有権協力センター テクノサーチ(株)
(一社) 化学情報協会 (株) 技術トランスファーサービス
(株) AIRI
(株) パソナグループ
(株) 古賀総研
(株) みらい知的財産技術研究所
ジェット特許調査(株)

(資料) 特許庁作成

¹ 出願人が補正等を行うことに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。

②必要な審査官の確保

日本国特許庁は世界に先駆け、特許の出願から査定までをペーパーレスで行うシステムを構築し、登録調査機関による先行技術文献調査の拡充を積極的に進めてきた。審査処理能力増強のためには、一層の効率化に努めることは当然としても、審査官の増員が必要不可欠である。そのため、任期付審査官を採用するなど、審査官の増員の実現と、処理能力の維持に努めてきた。

今後も、ユーザーニーズである「安定した権利の迅速な付与」のために必要な審査官の確保に努め、審査処理能力の維持・向上を図っていく必要がある。

(2)早期審査・スーパー早期審査

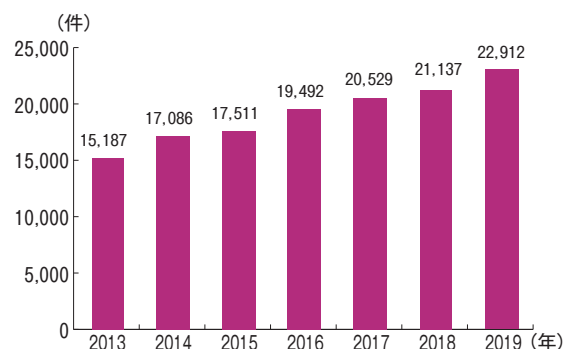
①早期審査

特許庁では、一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて審査を通常に比べて早く行う早期審査を実施している¹。

早期審査の対象となる出願は、(i)個人、中小・ベンチャー企業や大学・TLO・公的研究機関からの出願、(ii)既に実施しているか2年以内に実施予定の発明に係る出願(実施関連出願)、(iii)外国にも出願している出願(外国関連出願)、(iv)環境関連技術に関する出願(グリーン関連出願)、(v)「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法(アジア拠点化推進法)」に基づく認定を受けた研究開発事業の成果に係る発明の出願である。2011年8月からは、震災により被災した企業・個人等からの出願(震災復興支援関連出願)も、早期審査の対象になっている。

2019年の早期審査の申請件数は22,912件であり、年々増加傾向にある[2-1-2図]。早期審査を利用した出願の2019年の一次審査通知までの期間は、早期審査の申請から平均2.5か月となっており、早期審査を利用しない出願と比べ大幅に短縮されている。

2-1-2 図【早期審査の申請件数の推移】



(資料) 統計・資料編第2章 19. (1)

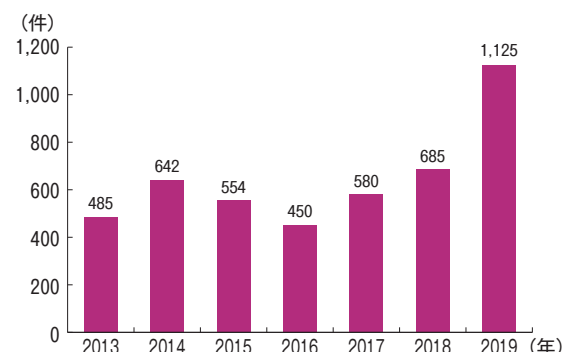
②スーパー早期審査

特許庁は、「実施関連出願」かつ「外国関連出願」に該当する、より重要性の高い出願を対象として、通常の早期審査よりも更に早期に審査を行うスーパー早期審査を試行している²。

スーパー早期審査は、申請から一次審査までを1か月以内(DO出願³については、原則2か月以内)で行い、再着審査についても、意見書・補正書の提出から1か月以内に行うことで、通常の早期審査に比べて申請から権利化までの期間を短縮するものである。

2019年のスーパー早期審査の申請は1,125件であった[2-1-3図]。スーパー早期審査を利用した出願の2019年の一次審査通知までの期間は、スーパー早期審査の申請から平均0.6か月(DO出願については平均1.3か月)となっている。

2-1-3 図【スーパー早期審査の申請件数の推移】



(資料) 特許庁作成

1 申請手続等その他詳細については、以下ウェブサイト参照
<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/v3souki.html>

2 申請手続等その他詳細については、以下ウェブサイト参照
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/index/supersoukisinsa.pdf>

3 国際出願後、国内に移行した出願。



2. 質の高い権利を設定するための取組

国際的に信頼される質の高い特許権は、円滑かつグローバルな事業展開を保障し、イノベーションを促進する上で不可欠である。こうした質の高い特許権には、後に覆ることのない強さと、発明の技術レベルや開示の程度に見合う権利範囲の広さを備え、世界に通用する有用なものであることが求められる。特許庁は、この「強く・広く・役に立つ特許権」を付与していくにあたり、品質管理体制の充実のもとより、第四次産業革命により注目が高まっている新技術に対応することを目的として、AI関連技術に関する特許審査事例の周知等を行った。また、ユーザー評価調査の充実等、特許審査の質の維持・向上のための取組を引き続き実施するとともに、ベンチャー企業対応スーパー早期審査等、ユーザーニーズに応じた取組を新たに開始した。本節では、これらの質の高い権利を設定するための様々な取組について紹介する。

(1) 特許審査の質の維持・向上のための取組

① 特許審査の質をめぐる動向

国際的に信頼される質の高い特許権の設定は、無用な事後的紛争や出願競争を防ぎ、特許制度を健全に維持するために欠かせないものである。特に、近年における特許審査の迅速化とあいまって、特許審査の質の維持・向上に対する社会的要望は、非常に高くなっている。

また、研究開発や企業活動のグローバル化が進展する中、国際出願件数の増大に見られるように、一つの発明を複数国で権利化する必要性が増大している。この権利化までの特許審査プロセスは、発明の認定、先行技術文献調査、判断及び通知・査定から構成される点において、各国・地域の特許庁間で大きな相違はない。

さらに、五大特許庁の特許出願・審査関連情報(ドシエ情報)を一括して参照可能なシステムである「ワン・ポータル・ドシエ(OPD)」の構築により、審査結果は、各庁間で容易に利用可能な状況となっている。

このような現状において、出願人は、より質の高い審査結果を適時に提示することのできる特許庁を第1庁として選択することにより、権利化のための予見性を高め、コストの削減が可能となっている。そして、特許庁は、特許審査の質と速さを主な指標としてユーザーに選択される他庁との競争環境に晒されている。

このような状況の下、各国・地域の特許庁で、

特許審査の質と適時性の確保に向けた取組が行われている。米国特許商標庁は、2014-2018年戦略計画に引き続き2018-2022年戦略計画の中で、特許の質及び適時性の最適化を優先目標として掲げており、特許関連業務の品質向上に向けた包括的プログラムに取り組んでいる。また、欧州特許庁は、2017年7月から、品質レポートをHPに公表し、様々な特許審査の質の維持・向上の取組とその結果を出願人向けに紹介している。日本国特許庁もその例外ではなく、特許審査の質の維持・向上のための様々な取組を推進している。

② 特許審査の品質管理の推進

出願人が求める特許審査の質を満足するためには、各審査室において質の維持・向上に取り組むことはもちろんのこと、特許審査を担当する審査部全体で、ユーザーニーズを踏まえて品質管理に係る取組を推進することが重要である。

特許庁では、各審査室において、審査官一人一人が質の維持・向上に日々取り組むことに加えて、審査部全体としては、品質管理室が中心となり、特許審査の質の維持・向上に関する一元的な取組を行っている。2019年度も引き続き、特許審査の質の更なる向上を目指し、品質ポリシーと品質マニュアルの下、「品質保証」、「品質検証」及び「品質管理に対する外部評価」の3つの観点から品質管理に関する取組を実施した。

a. 品質保証

特許庁では、特許性の判断や先行技術文献調査の均質性の向上を通じて、特許審査の質の保証を図るために、審査官同士が意見交換を行う協議を実施している。審査官が自発的に行う協議に加えて、IoT関連出願等、所定の条件を満たす案件について必ず協議を行うこととしている（2019年度は合計約4万件実施）。

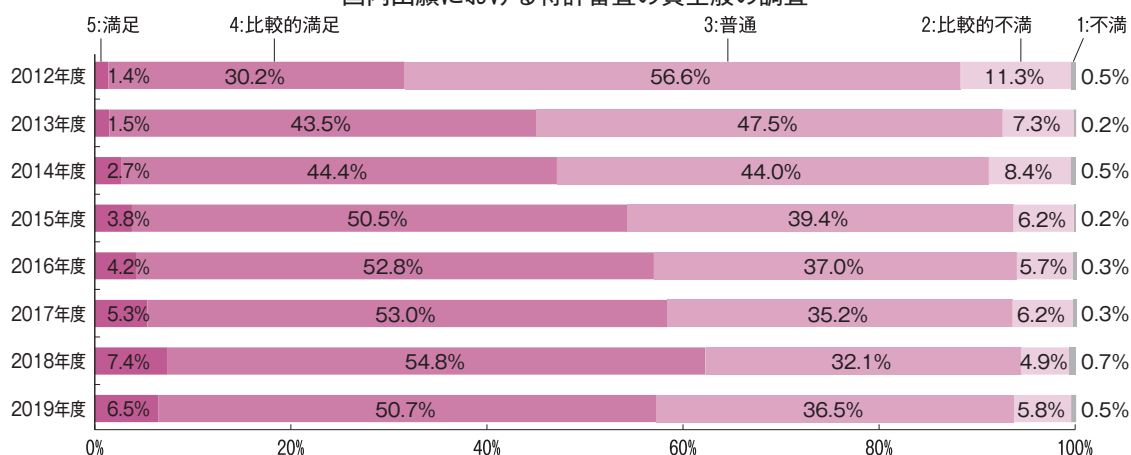
また、特許庁から発送される書類の質を保証するという観点から、審査官が作成した処分等に係る書面の全件について、その審査官が所属する審査室の管理職が当該書面の内容を確認しており、担当技術分野における統一的な運用の実施や特許審査の均質化に役立たせている。

b. 品質検証

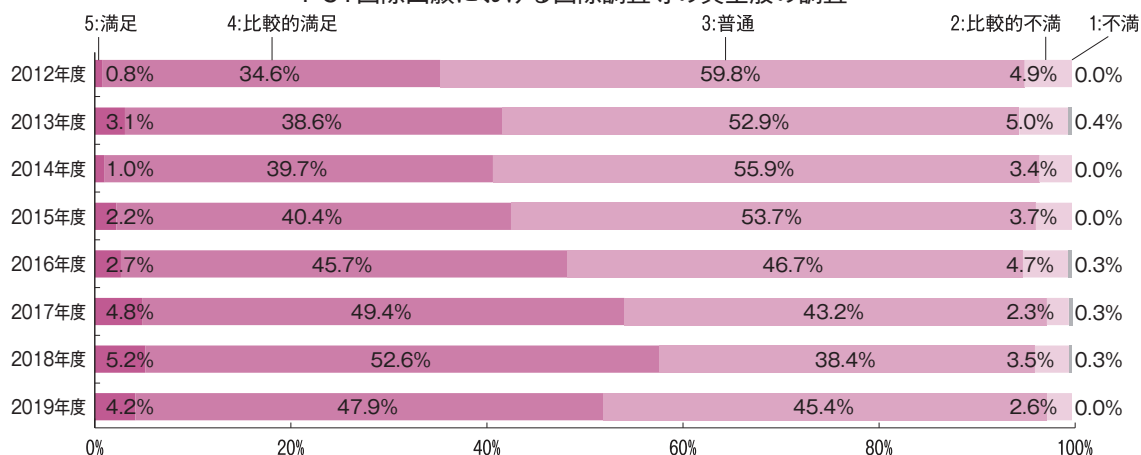
特許庁は、審査の質を把握することを目的とし、無作為に抽出された案件を対象に、審査官の処分等の判断及びその結果として作成された起案書の適否を確認する品質監査を行っている。また、特許審査の品質監査を行う者として、担当する技術分野における高い知識や判断力を有する審査官から「品質管理官」を選任し、全ての技術分野に配置している。品質管理室では、品質管理官が行った品質監査の結果を分析及び評価することで、特許審査の質の現状把握と課題抽出を行い、関係部署に情報共有するとともに、課題解決に向けて関係部署と連携した対応を行っている。さらに、拒絶理由通知書において発生する形式的な瑕疵に対する監査も実施している。

2-1-4 図【ユーザー評価調査の結果】

国内出願における特許審査の質全般の調査



PCT国際出願における国際調査等の質全般の調査



また、日本国特許庁と外国特許庁との双方に出願され、審査結果が相違した案件を対象とした、判断相違の要因分析を実施している。2019年度も引き続き、当該判断相違の要因分析を実施し、その結果を審査部全体にフィードバックした。

さらに、特許庁では、特許審査の質に関するユーザーニーズや期待を把握し、特許審査を継続的に改善することを目的としたユーザー評価調査を行っている。2019年度は、内国企業582社、外国企業54社、代理人50者を対象とした国内出願の審査の質全般についての評価の調査、内国企業316社と代理人30者を対象とした国際調査等の質全般についての評価の調査、ランダム抽出された2,270件の国内出願の審査の質についての評価の調査、ランダム抽出された622件のPCT国際出願の国際調査等の質についての評価の調査を行った。本調査における調査票の回収率は、例年9割程度の高い水準にあり、多くのユーザーからの理解及び協力を得て実施されている。2019年度の調査では、国内出願における特許審査の質全般に対して「普通」以上と回答した割合は93.7%、PCT国際出願における国際調査等の質全般に対して「普通」以上と回答した割合は96.2%であり、調査開始から高い水準の評価が得られている[2-1-4図]¹。

特許庁は、このユーザー評価調査に加えて、企業との意見交換会や、特許庁ウェブサイト²、電話等からの個別案件に関する情報提供を通じて、特許審査の質に関するユーザーニーズ等の把握に努めている。

c. 品質管理に対する外部評価(審査品質管理小委員会)

特許庁における品質管理の実施体制・実施状況についての客観的な検証・評価を受け、それを審査の品質管理システムに反映することを目的として、産業構造審議会知的財産分科会の下に、企業や法曹関係者、学識経験者等の外部有識者から構成される審査品質管理小委員会を設置している。2019年度も、前年度までと同様に、当該年度の特許庁における審査の品質管理の実施体制・実施状況について、下記評価項目に基づき評価及び改善提言を受けた[2-1-5図]³。

2-1-5 図 【審査の品質管理の実施体制・実施状況の評価項目】

評価項目	
①「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況	⑥品質向上のための取組
②審査及び品質管理のための手続の明確性	⑦品質検証のための取組
③品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知	⑧審査の質の分析・課題抽出
④審査実施体制	⑨質の高い審査を実現するための方針・手続・体制(評価項目①～⑤)の改善状況
⑤品質管理体制	⑩品質管理の取組(評価項目⑥～⑧)の改善状況
⑪審査の質向上に関する取組の情報発信	

1 <https://www.jpo.go.jp/resources/report/user/index.html>

2 <https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/hinshitsu-iken.html>

3 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/hinshitu_shoi/index.html



(2) 先行技術文献調査のための基盤整備

① FI改正・Fタームメンテナンス・標準関連文書等

先行技術文献調査は、審査の質の維持・向上のための重要な柱の一つであり、そのための基盤を恒常的に整備することが重要である。国内外の特許文献を効率良く検索するために、日本国特許庁の内部分類であるFIを最新版の国際特許分類(IPC)に準拠させることなどを原則として、検索インデックスの再整備を推進している。2019年度は195メイングループのFI分類表を改正し、61テーマのFタームメンテナンスを行った。

さらに、技術標準に関する規格文書及びその策定プロセスで提出された技術文書等の標準関連文書に対する検索環境の整備も進めており、2019年度は、国際電気標準会議(IEC)の規格提案文書を利用可能としたほか、国際標準化機構(ISO)、国際電気通信連合(ITU)などの標準関連文書の更新を行い、検索環境を拡充した。

② 国際特許分類(IPC)改正に向けた取組

国際特許分類(IPC)は、世界の特許文献を効率的に検索するための重要なツールである。検索に有用なIPC策定のため、日米欧中韓の五大特許庁が協働してIPC改正に取り組んでいる。2013年1月に米国特許商標庁(USPTO)からGCI(Global Classification Initiative)の構築が提案され、五大特許庁は、2013年6月に開催された第6回五大特許庁長官会合でGCIを実施していくことに合意した。GCIは、日本国特許庁の内部分類であるFI、Fタームと、欧州特許庁(EPO)及びUSPTOの内部分類であるCPCとが整合している技術分野の分類をIPCに導入するActivity i と、新規技術に対応した分類を協働して作るActivity ii とからなる。GCIの枠組みの下、五大特許庁発のIPC改正プロジェクト提案は、五大特許庁内で

の検討段階(五庁段階)を経て、IPC加盟国での検討段階(IPC段階)に移行される。IPC段階で承認されると、新IPCが発効する。現在に至るまで、GCIの取組はIPC改正の議論をリードし続けており、多くのIPC改正プロジェクト提案が、五大特許庁発である。

日本国特許庁の取組としては、2019年度に、五庁段階からIPC段階に移行されて議論が行われた43のIPC改正プロジェクトのうち12のプロジェクトが日本国特許庁により提案されたものであり、そのうち8のプロジェクトで、2020年1月に新IPCが発効された。その中でも、特に「IoT」に関するプロジェクトにおいては、日本国特許庁が、2016年11月に日本国内で新設されたIoT関連技術に関する広域ファセット分類記号ZITの内容を踏まえ、IoT関連技術のためのIPC新設を提案し、五大特許庁及び世界知的所有権機構(WIPO)の場で議論をリードした結果、2020年1月にIoT関連技術のためのIPCサブクラスG16Yが発効した。

(3) 審査基準、審査ハンドブックに関する取組

① 審査ハンドブックの改訂

我が国特許庁は、国際調査報告等の各国国内審査での活用促進を主導している立場にあり、自ら、日本国特許庁が作成した質の高い国際調査報告等を日本の国内審査段階においても有効に活用することを「審査ハンドブック」に明記することは、国際的な議論の促進においても、国際段階と国内段階の一貫性を求める出願人にとっても有益である。したがって、「審査ハンドブック」に、日本国特許庁が作成した国際調査報告等の活用についても明記して¹、特許審査においてPCT国際調査段階と国内審査段階を連携させていくことを改めて確認し、国内及び国外に発信している。

1 特許・実用新案審査ハンドブック1203
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/index.html
https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/index.html



②AI関連技術に関する特許審査事例の周知

大量のデータとAI（人工知能）の利用によって、第四次産業革命の実現が期待されている状況を踏まえ、AI関連技術の特許出願に対する特許審査の透明性と予見性の向上と、その特許審査の運用の諸外国への発信を目的として作成されたAIを様々な技術分野に応用した発明の10の特許審査事例¹について、各種説明会や国際会議、国際シンポジウム等を通じて、ユーザーに広く周知した。

③参考資料「進歩性の審査の進め方の要点と参考事例」の作成及び公表

特許審査の質の更なる向上を図るために、各審査官が「審査基準」に記載された進歩性の審査の進め方を今一度確認する方針のもと、「審査基準」の参考資料「進歩性の審査の進め方の要点と参考事例」を作成し、審査官に提供した。参考資料は、「審査基準」の中の進歩性の審査の進め方に関連する情報をまとめ、かつ、判例等をもとに作成した、的確な判断の参考となる審査事例を掲載している。第14回審査基準専門委員会WGにおいて、参考資料の作成は、審査の品質の維持向上に資する取組として肯定的な評価を得ており²、同WGの要請により、参考資料を特許庁ホームページに掲載し³、ユーザーの閲覧に供している。

(4) ユーザーニーズに応じた取組

①面接

特許庁は、審査官と出願人又はその代理人との間において円滑な意思疎通を図るとともに、審査を効率化することを目的として、審査請求され

た出願を対象に面接⁴を実施している(2019年実績：3,748件)。特許庁の庁舎内で実施する面接のほか、出願人の所在地が東京近郊にない場合に全国各地に審査官が出張し面接を実施する出張面接(2019年実績：773件)や、インターネット回線を利用し、参加する場所に制限がなく、出願人や代理人等が自身のPC等から面接に参加するテレビ面接も実施している(2019年実績：190件)。なお、2017年7月に開設した独立行政法人工業所有権情報・研修館近畿統括本部(INPIT-KANSAI)では、毎月第1・第3金曜日に、出張面接が重点的に実施されている。

②事業戦略対応まとめ審査

近年、企業活動のグローバル化や事業形態の多様化に伴い、企業では事業戦略上、知的財産権を群として取得し活用することが重要になってきている。そこで、特許庁では、事業で活用される知的財産権の包括的な取得を支援するために、国内外の事業に結びつく複数の知的財産(特許・意匠・商標)を対象として、各分野横断的に事業展開の時期に合わせて審査・権利化を行う事業戦略対応まとめ審査⁵を実施している(2019年実績：39件(対象とされた特許出願は354件、意匠登録出願は7件、商標登録出願は3件))[2-1-6図]。

事業戦略対応まとめ審査では、出願人から審査官への事業説明や面接審査等を活用し、事業の背景や、技術間の繋がりを把握した上で審査を行う。また、出願人が希望するタイミングでの権利化を支援するため、事業説明・面接・着手のスケジュールを調整しながら審査を進めることとしている。

1 AI関連技術に関する特許審査事例について

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei.html

Patent Examination Case Examples pertinent to AI-related technologies

https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei_e.html

2 第14回審査基準専門委員会WG議事要旨

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun_wg/14-gijiyoushi.html

3 特許・実用新案審査基準

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/index.html

4 面接申込等その他詳細な情報については下記ウェブサイト参照

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/mensetu/junkai.html>

5 申請手続等その他詳細な情報については下記ウェブサイト参照

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/matome_sinsa.html

1



1



2



3



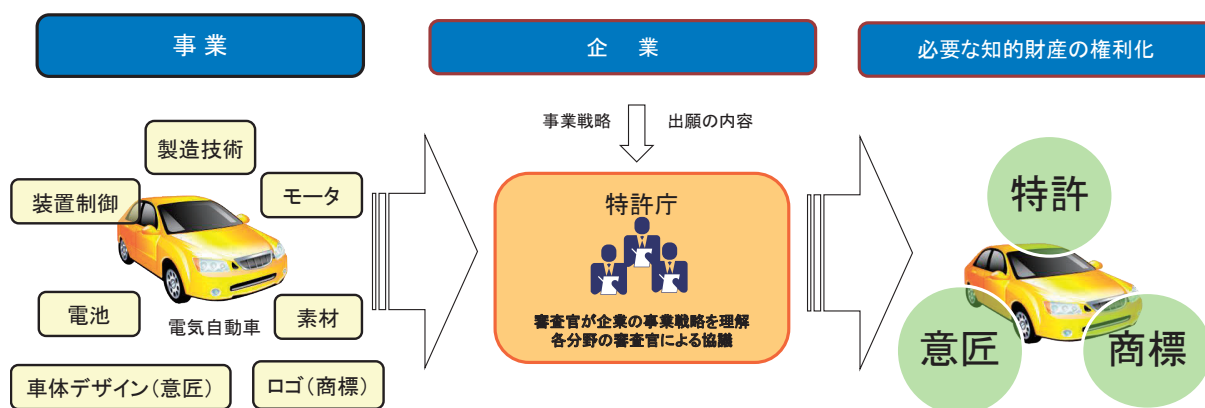
4



5



2-1-6 図【事業戦略対応まとめ審査】



③特許審査着手見通し時期の提供

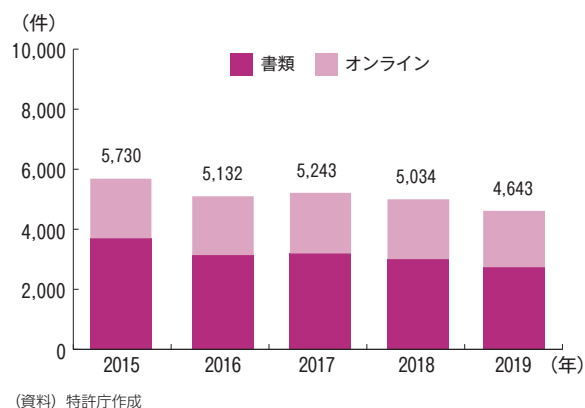
特許庁は、出願人及び代理人の戦略的な特許管理の支援や、第三者による情報提供制度の利用に資するため、特許庁ウェブサイトの「特許審査着手見通し時期照会」¹を通じて、出願人・代理人ごとの審査未着手案件(公開前の案件を除く)の着手見通し時期のリストを四半期ごとに提供している。

④情報提供制度

情報提供制度は、特許出願に係る発明が新規性・進歩性を有していない、あるいは、記載要件を満たしていないなど、審査を行う上で有用な情報の提供を受け付けるものである(特許法施行

規則第13条の2、同規則第13条の3)。2019年には、4,643件の情報提供があった[2-1-7図]。

2-1-7 図【情報提供件数の推移】



1 https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/status/search_top.html



3. 各国特許庁との連携・協力

企業の経済活動のグローバル化の進展に伴い、欧米のみならず中国や韓国、さらにはASEANや、中南米、インドを始めとする新興国での知的財産権の確保が急務であり、こうした国々で予見性を持って円滑に権利を取得し得るよう、制度・運用の調和と審査協力の重要性が増している。日本国特許庁は、これまでも特許審査ハイウェイ(PPH)の提唱(2006)や五庁会合等での制度調和の議論の提起等、国際的にも主導的な役割を担ってきた。また、諸外国との審査協力を一層推進する観点から、PPHの拡充を進めるとともに、米国特許商標庁との間では、日米協働調査試行プログラムを、五庁間ではPCT協働調査試行プログラムを実施してきている。さらに、我が国の世界最先端の審査手法を普及させるため、国際審査協力等の取組を着実に実施してきた。本節では、これらの各国特許庁との連携・協力について紹介する。

(1) 海外での円滑な権利取得のための取組

① 特許審査ハイウェイ(PPH)

特許審査ハイウェイ(PPH)とは、第一庁(出願人が最先に特許出願をした庁)で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、第一庁とこの取組を実施している第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みである¹。

これにより、他庁の先行技術文献調査結果・審査結果の利用を促進し、複数の国・地域での安定した強い特許権の効率的な取得を支援している。

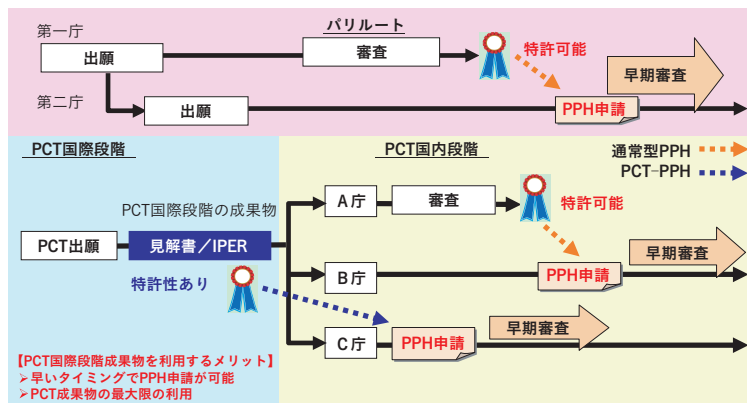
また、PCT国際段階における見解書又は国際予備審査報告で特許可能と判断された見解に基づき、早期審査を申請することができるPCT-PPHという枠組みや[2-1-8図]、どの庁に先に特許出願をしたかにかかわらず、いずれかの庁による特

許可能との審査結果に基づき他庁へのPPH申請を可能とするPPH MOTTAINAIという枠組みも存在する[2-1-9図]。

PPHを利用することによるメリットは、最初の審査結果及び最終処分までの期間の短縮、オフィスアクションの回数の減少、特許査定率の向上が挙げられるとともに、これらに付随して、中間処理にかかるコストの削減効果も見られる。このようなPPHのメリットを容易に把握可能とするために、日本国特許庁は、各庁におけるPPH対象案件の統計情報等、PPHに関する情報を掲載したPPHポータルサイト²を運営している。

次に、PPH実施庁・利用件数の拡大及び、PPHの利便性向上に向けた日本国特許庁の取組について説明する。

2-1-8 図 【特許審査ハイウェイの概要：通常型 PPH（上）と PCT-PPH（下）】

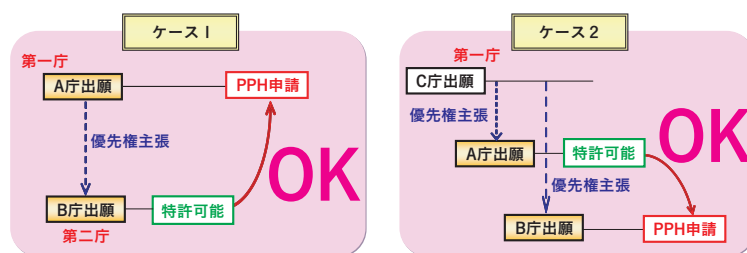


1 典型的な申請書類の例等その他詳細な情報は日本国特許庁ウェブサイトにも掲載している。
<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/index.html>

2 <https://www.jpo.go.jp/toppage/pph-portal-j/index.html>



2-1-9 図 【PPH MOTTAINAI で新たに PPH 申請が可能なケース】



a. PPH実施庁・利用件数の拡大

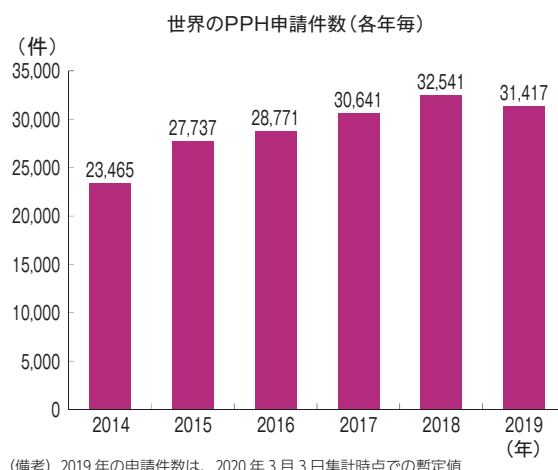
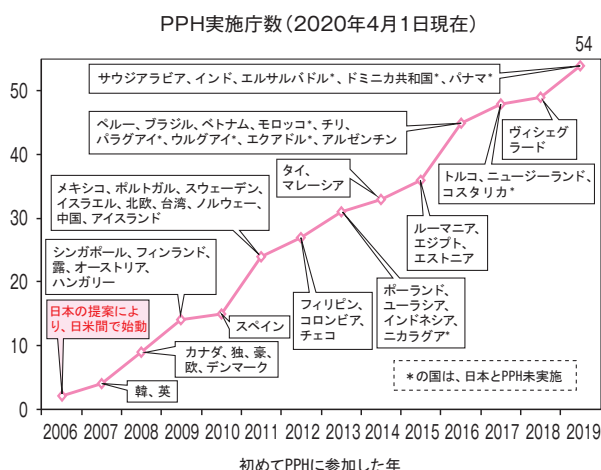
2006年7月に日本の提案により日米間で世界初のPPHの試行が開始されて以来、2020年4月1日時点でPPH実施庁は54に達したほか、PPH申請件数も2019年には約31,000件(2020年3月3日集計時点での暫定値)となり、累積申請件数は22万件を突破した[2-1-10図]。

2020年4月1日現在、日本国特許庁は44の庁とPPH(通常型PPH、PPH MOTTAINAI又はPCT-PPH)を本格実施若しくは試行しており、我が国から海外になされる出願の99%でPPHが利用可能となっている[2-1-11図]。

特に利用件数の多い日米欧中韓でのPPHについては、その開始から2019年12月末までの累計で、日本から米国への申請が24,420件、米国から日本への申請が12,582件、日本から韓国への申請が10,167件、韓国から日本への申請が1,265件、日本から欧州への申請が6,071件、欧州から日本への申請が5,862件、日本から中国への申請が16,423件、中国から日本への申請が758件に達している。

最近では、2019年12月からインド、2020年1月からサウジアラビアとの間でPPHを実施しており、PPH対象国は拡大を続けている。

2-1-10 図 【PPH 実施庁数及び PPH 実施庁間での PPH 申請件数】



2-1-11 図 【日本国特許庁との PPH 実施庁 (2020 年 6 月 1 日時点)】

	PPH 開始時期	利用可能な PPH の種類		
		通常型 PPH	PPH MOTTAINAI	PCT-PPH
米国	2006 年 7 月	○	○	○
韓国	2007 年 4 月	○	○	○
英国	2007 年 7 月	○	○	△
ドイツ	2008 年 3 月	○	○	△
デンマーク	2008 年 7 月	○	○	△
フィンランド	2009 年 4 月	○	○	○

	PPH 開始時期	利用可能な PPH の種類		
		通常型 PPH	PPH MOTTAINAI	PCT-PPH
ロシア	2009 年 5 月	○	○	○
シンガポール	2009 年 7 月	○	○	○
オーストリア	2009 年 7 月	○	○	○
ハンガリー	2009 年 8 月	○	○	△
カナダ	2009 年 10 月	○	○	○
欧州特許庁	2010 年 1 月	○	○	○
スペイン	2010 年 10 月	○	○	○
スウェーデン	2011 年 6 月	○	○	○
メキシコ	2011 年 7 月	○	○	△
北欧特許庁	2011 年 10 月	—	—	○
中国	2011 年 11 月	○	○	○
ノルウェー	2011 年 12 月	○	○	△
アイスランド	2011 年 12 月	○	○	△
イスラエル	2012 年 3 月	○	○	○
フィリピン	2012 年 3 月	○	○	△
ボルトガル	2012 年 4 月	○	○	△
台湾	2012 年 5 月	○	○	—
ポーランド	2013 年 1 月	○	○	△
ユーラシア特許庁	2013 年 2 月	○	○	△
インドネシア	2013 年 6 月	○	—	△
オーストラリア	2014 年 1 月	○	○	○
タイ	2014 年 1 月	○	—	—
コロンビア	2014 年 9 月	○	○	△
マレーシア	2014 年 10 月	○	○	△
チェコ	2015 年 4 月	○	○	△
エジプト	2015 年 6 月	○	○	○
ルーマニア	2015 年 7 月	○	○	△
エストニア	2015 年 7 月	○	○	△
ベトナム ^{*1}	2016 年 4 月	○	—	—
ブラジル ^{*2}	2017 年 4 月	○	●	—
アルゼンチン	2017 年 4 月	○	○	—
ニュージーランド	2017 年 7 月	○	○	△
チリ	2017 年 8 月	○	○	○
ペルー	2017 年 11 月	○	○	△
ヴィシェグラード特許機構	2018 年 1 月	—	—	○
トルコ	2018 年 4 月	○	○	○
インド ^{*3}	2019 年 12 月	○	●	—
サウジアラビア	2020 年 1 月	○	●	△
日本	—	—	—	○

下線付き：IP5 PPH 参加庁

色付き：GPPH 参加庁

●：最先の特許出願又は PCT 出願が互いの庁に対して行われている場合のみ利用可能

△：国際調査機関又は国際予備審査機関として活動していないため、日本国特許庁を先行庁とする場合のみ利用可能

*1：ベトナムが受け付ける PPH 申請は、年間 200 件までの制限あり。日本が受け付ける PPH 申請件数の制限はない。

*2：ブラジルが受け付ける PPH 申請は、ブラジルと PPH を実施する全ての庁との間の PPH 申請の総件数で年間 400 件までの制限があり、一出願人あたりの PPH 申請件数も月 1 件に制限されている。日本が受け付ける PPH 申請は、年間 100 件までの制限があるが、一出願人あたりの PPH 申請件数の制限はない。

*3：インドとの PPH について、両庁とも受け付ける PPH 申請は年間 100 件までの制限あり。

b. PPHの利便性向上に向けた取組

PPHは従来、二庁間の取組であったため、例えば、日本国特許庁の審査結果に基づくPPHであっても、第二庁ごとにPPHの要件が異なる等の問題があり、各PPHの要件の共通化を求める出願人のニーズも大きかった。

そこで、PPHの利便性向上に向けて、2009年2月の第1回多国間特許審査ハイウェイ長官会合

及び実務者会合以来、両会合が継続して開催され、2014年1月、それらの議論を踏まえて日本国特許庁を含めた17の庁間でグローバル特許審査ハイウェイ(GPPH)が開始された。この枠組みに参加した庁の間では、利用できるPPHの種類が共通化され、通常型PPH、PPH MOTTAINAI及びPCT-PPHの全てが利用可能となる。その後、2018年1月にはヴィシェグラード特許機構

が、2019年1月にはペルーが参加し、2020年4月1日時点で26の庁に拡大した。なお、2016年1月から日本国特許庁がGPPHの事務局を務めている。

また、2013年9月、スイス・ジュネーブにおける五庁長官の合意に基づき、日米欧中韓の五庁相互間でのPPH（IP5 PPH）が2014年1月から開始された。これにより、通常型PPH、PPH MOTTAINAI及びPCT-PPHの全てが五庁間で相互に利用可能となり、欧中、欧韓の間で新たにPPHが開始された。日本国特許庁は、更なる出願人の利便性向上に向けて、PPHによる審査待ち期間短縮等の効果を客観的に把握可能となるようにPPH統計情報の公開を提案するとともに、統計情報を公開する際に統一的な指標を設定すべく五庁の議論をリードしている。

さらに、日本からの年間のPPH申請可能件数に上限が設定されていたベトナム、日本からPPH申請可能な技術分野に制限等があったブラジルについても、相手庁との会合の場を利用して要件緩和に向けて働きかけを行ってきた。これらの働きかけの結果、ベトナムについては、2019年4月より申請可能件数の上限が、従来の年間100件から年間200件に引き上げられている。ブラジルとのPPHについて、2019年4月より、対象技術分野が従前のIT分野及び自動車関連技術を中心とした機械分野に加え、高分子化学、冶金、材料、農芸化学、微生物、酵素などにも拡大され、2019年12月には全技術分野に拡大した。

将来的には、通常型PPH、PPH MOTTAINAI

及びPCT-PPHの全てを各庁との間で相互に利用可能とすることによる出願人の戦略的権利取得のための選択肢の拡大や、手続の簡素化、件数制限の緩和、対象技術分野の拡大等の利便性向上を目指す。

c. PPHの実効性向上に向けた取組

PPH案件の審査の遅延解消が出願人より要望されていたインドネシア知的財産総局においてはPPH案件の迅速な審査が可能となるよう、2016年6月以降日本からPPH専門家をのべ14名派遣して継続的な支援を行っており、これにより、支援開始前の3年間では、PPH申請がなされた出願のうち審査が行われた案件が約30件であったのに対し、支援開始以降の3年半で1,100件以上の案件が特許査定となっている。

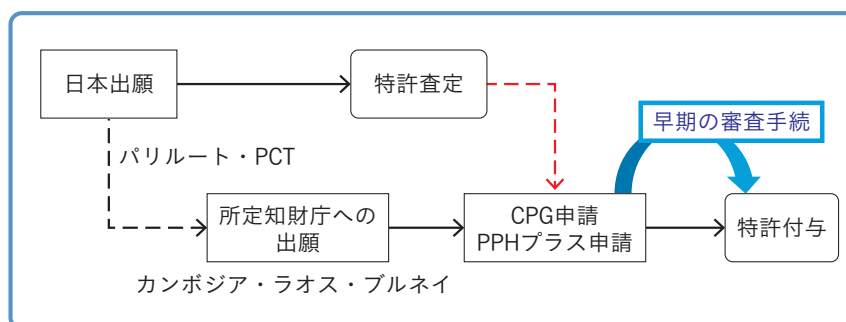
今後も一部の外国特許庁に対しては継続的に支援・働きかけを行うことで、PPHがより実効性のある枠組みとなることを目指す。

②特許審査ハイウェイ・プラス(PPHプラス)、特許の付与円滑化に関する協力(CPG)

a. 特許の付与円滑化に関する協力(CPG)

特許の付与円滑化に関する協力（CPG：Cooperation for facilitating Patent Grant）とは、我が国で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、本協力を実施している特定国の知的財産庁において実質的に無審査で早期に特許が付与される枠組みである〔2-1-12図〕。

2-1-12 図 【カンボジア・ラオスとの特許の付与円滑化に関する協力（CPG）、ブルネイとの特許審査ハイウェイ・プラス（PPH プラス）の概要】



これにより、審査体制が十分に整備されていない国においても、日本国特許庁の審査結果を利用して迅速に特許を付与することが可能となる。日本国特許庁は本協力を、2016年7月からカンボジア工業科学技術イノベーション省(カンボジアにおいて特許・意匠を所管する知的財産庁に相当)、2016年11月からラオス知的財産局との間で開始した。

b. 特許審査ハイウェイ・プラス(PPHプラス)

PPHプラスとは、日本国特許庁と特定国の知的財産庁との合意に基づき、我が国で特許付与された出願の出願人が、特定国の知的財産庁へ申請することにより、同出願人の所定国における同内容の特許出願について、我が国の審査結果を踏まえ、日本出願と同内容の権利を迅速に取得可能とする枠組である[2-1-12図]。2017年8月、日本国特許庁は、ブルネイ知的財産庁との間でPPHプラスを開始することに合意し、10月1日より運用を開始した。

③日米協働調査試行プログラム

日米協働調査試行プログラム¹は、日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ先行技術文献調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、それぞれの特許審査官が最初の審査結果を送付する取組であり

[2-1-13図]、米国特許商標庁との間で2015年8月1日から試行を行っている。

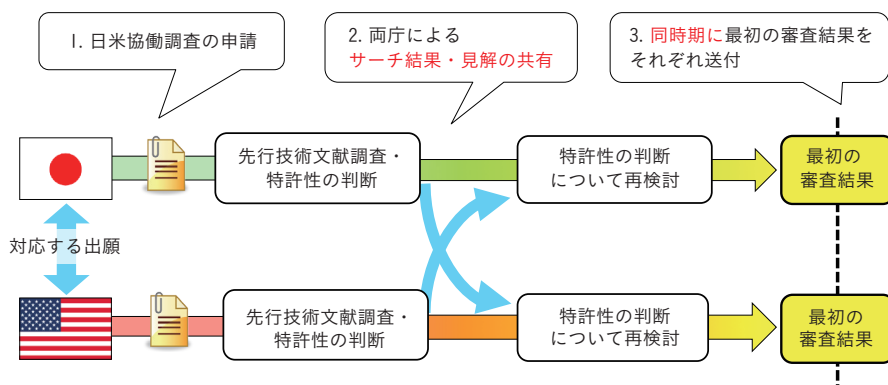
この取組のメリットとして、「日米の審査官が早期かつ同時期に審査結果を送付することで、出願人にとっての審査・権利取得の時期に関する予見性が向上する」、「日米の審査官が互いに同じ内容の一群の出願について先行技術文献調査を協働して実施することにより、より強く安定した権利を出願人に提供することが可能となる」、「日本国特許庁の審査官が最初の審査結果において提示した文献(引用文献及び先行技術文献)につき、米国特許商標庁への情報開示陳述書(IDS; Information Disclosure Statement)提出の負担が軽減する」等が挙げられる。

2017年7月31日まで2年間実施した第1期試行プログラムにおいては、試行期間中に67件の申請を受理した。また、2017年11月1日より、最初の審査結果の発送までの期間短縮を目的とした新しい運用で3年間の第2期試行プログラムを実施している。

④PCT協働調査試行プログラム

PCT協働調査は、一つのPCT出願について、主担当の特許庁が副担当の特許庁と協働して、特許可能性に関する判断を行い、最終的に一つの国際調査報告を作成し、出願人に提供するものである[2-1-14図]。PCT協働調査により、国

2-1-13 図 【日米協働調査試行プログラムの概要】



¹ 申請手続等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照
<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/nichibei.html>



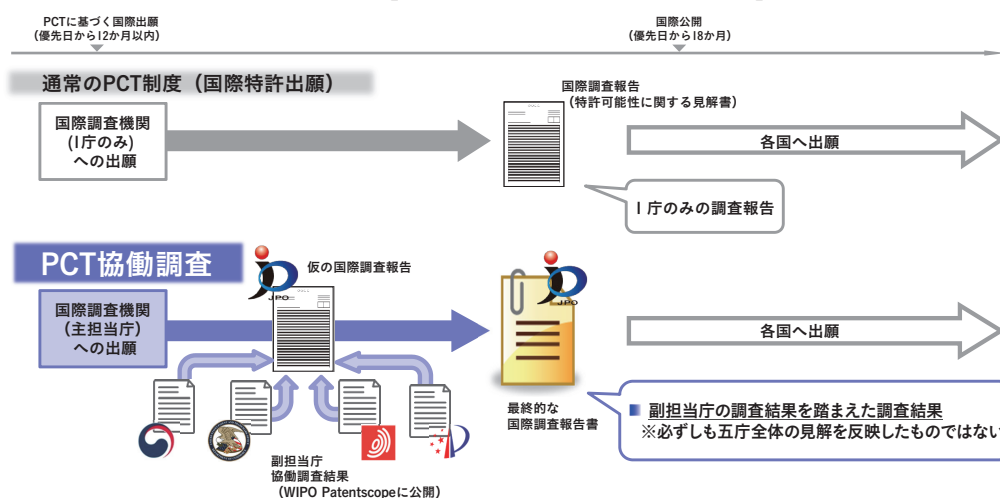
際段階で五大特許庁が協働して作成した質の高い調査結果を得ることができるため、海外での円滑な権利取得が可能となることが期待される。

2018年7月1日より、五大特許庁による2年間の試行プログラムが開始され、各庁は年間50件を上限として、申請の受付を行っている。当初は英語出願のみを対象としていたものの、各庁英語以外の言語にも対象を拡大しており、日本国

特許庁への申請についても日本語PCT出願についてPCT協働調査試行プログラムへの参加申請が可能となっている(2020年4月1日時点)。

2020年6月30日に試行期間が終了し、その後各庁が協働したことによる効果について評価が行われ、本格実施の可能性について検討される予定である。

2-1-14 図【PCT 協働調査のワークフロー】



(2) 国際的な特許制度の調和に向けた取組

① 審査官協議・審査実務指導

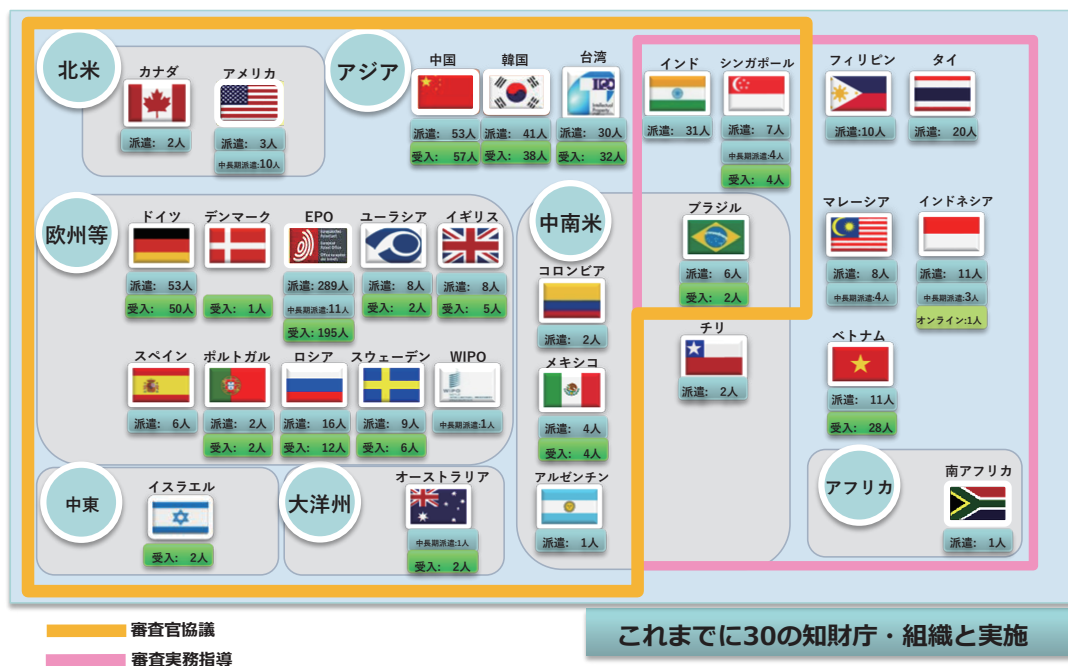
経済活動のグローバル化に伴う、同一又は類似の発明が国をまたいで複数の庁に出願されるケースの増加、特許審査ハイウェイの拡大、特許庁間の情報ネットワークの発達等により、他庁の審査結果を日本国特許庁の審査官が利用する機会や、日本の審査結果が他庁の審査官に参照される機会は増加の一途をたどっている。国際審査協力は、このような状況の中、先行技術文献調査及び審査実務の相互理解に基づく特許審査のワークシェアリングの促進、日本国特許庁の審査実務・審査結果の他庁への普及、品質管理に関する相互理解等を通じた質の高いレベルでの審査の調和、特許分類の調和、日本国特許庁の

施策の推進等を目的として、各国特許庁の審査官との直接の議論や、審査実務指導を行う取組である。2000年4月から2020年3月末までの累積で、短期又は中長期の派遣・受入れを30の特許庁と行っている[2-1-15図]。

2019年度は、日本国特許庁の審査官のべ26名を派遣するとともに、各国・地域の特許庁審査官8名を受け入れた。特に、中国との協議においては、日中両庁の品質管理担当者間で品質管理に関する協議を2018年度に続き実施し、中国の品質管理体制などに対する理解を深めた。加えて、ASEAN諸国等の新興国に対しては、日本国特許庁の審査官派遣及び招へい研修を実施して、のべ360名の審査官に審査実務指導を行い¹、当該国での適切な知的財産制度の整備や人材の育成の促進に取り組んだ。

1 第3部第2章4. 参照。

2-1-15 図【国際審査協力の実績（2000年4月～2020年3月末累積）】



②国際的な特許制度の調和に向けた議論

特許制度は、各国で独立しているため、海外で特許を取得するためには、各国・地域の特許庁に出願をする必要がある。そして、海外において円滑な特許権の取得を可能とするためには、各国の特許制度の調和が不可欠である。

2014年9月に開催された特許制度調和に関する先進国会合(B+会合¹)において、今後の制度調和について、B+会合よりも参加国を限定したB+サブグループ²で実質的な議論を行うことに合意した。B+サブグループは、主に(i)グレースピリオド、(ii)衝突する出願、(iii)18か月全件公開、(iv)先使用权、の4項目について議論を継続し

ている。

2017年10月のB+会合では、真にユーザーに有益な制度調和パッケージ(セットで調和すべき項目)を作成すべく、B+サブグループがユーザー主導の議論を進めていくことが合意された。これを受けて、日米欧ユーザー(JIPA, AIPLA, IPO, BusinessEurope)は、上記4項目についてパッケージ案の提案に向けた議論を行っており、2019年10月のB+会合では、日米欧ユーザー間の合意状況を報告した。

今後も、議論の機運の高まりに期待しつつ、関係するあらゆる会合を通じ、日本国特許庁は特許制度調和への取組を推進する。

1 WIPO・Bグループ(先進国)メンバー、EUメンバー国、欧州特許条約(EPC)メンバー国、欧州特許庁(EPO)、欧州委員会(EC)、及び韓国の46か国の特許庁及び2機関。
 2 日、米、欧、英、独、韓、カナダ、デンマーク、ハンガリー、スペインの特許庁。

(3) PCT国際出願の国際調査の管轄

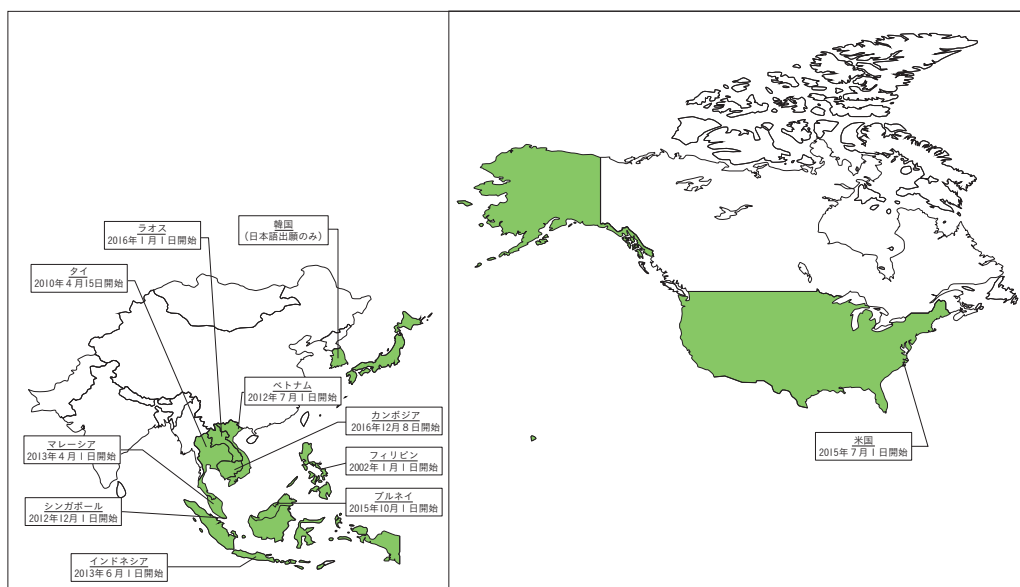
現在、我が国企業は、アジアを中心とする新興国等を中心に研究開発拠点の海外展開を拡大させており、海外での知財活動がますます重要になってきていることがうかがえる。そうした状況の中、日本国特許庁としては、我が国企業がアジア新興国等の海外で生み出す研究開発成果について適切に保護される環境を整備する必要がある。PCT国際出願制度においては、海外で受理されたPCT国際出願について日本国特許庁が国際調査機関として管轄する場合、出願人の選択により、日本国特許庁が当該PCT国際出願に関する国際調査報告を作成することが可能である。この国際調査報告の提供を通じて日本国特許庁による先行技術文献調査の結果を世界各国へ発信可能であり、これは我が国企業等が海外で安定した権利を得られる環境の実現に寄与すると考えられる。

このような背景から、日本国特許庁は、国際

調査機関として海外で受理されたPCT国際出願についても国際調査報告を作成し提供可能となるよう、アジア新興国等を中心に積極的に管轄の対象拡大を進めてきた。現在では、米国及び韓国(日本語出願)に加え、ASEANにおいてPCTに加盟している9か国全ての国の国民又は居住者によるPCT国際出願に対して、出願人の選択により国際調査報告を作成することが可能となっている。米国で受理されるPCT国際出願については、従来日本国特許庁を国際調査機関として選択することができる技術分野が制限されていたが、2018年7月よりこの制限が撤廃され、すべての技術分野の出願について日本国特許庁が国際調査報告を作成することが可能となった。

今後も、日本国特許庁がPCTに基づく国際調査機関として質の高い先行技術文献調査の結果を国際的に発信することにより、国際的な権利取得を目指す出願人が安定した権利を得ることができる環境整備に貢献していく。

2-1-16 図 【日本国特許庁による PCT 国際出願の国際調査の管轄状況（2020 年 3 月現在）】



国際特許審査実務シンポジウム開催 ーAI関連発明のグローバルな権利取得に向けてー

特許庁は、2019年11月20日に政策研究大学院大学の想海樓ホールにて、国際特許審査実務シンポジウムーAI関連発明のグローバルな権利取得に向けてーを開催した。シンポジウムの開催の趣旨は、世界的に出願が急増するAI関連発明において、どのような点に留意すれば各国で特許を取得し得るのかを明らかにしようというものである。日米欧中韓の五庁(IP5)の実務者が一堂に会し、各国での判断のポイントや権利を取得するための留意点、各国が今後取り組むべき施策等について議論した。

このシンポジウムの最大の特徴は、特許庁が示したAI関連発明の事例を共通の分析対象として、IP5の実務者が、発明該当性(特許適格性)、

進歩性、記載要件について議論を行った点にある。題材とした事例は、特許庁が作成し公表¹している下表に挙げたものであるが、特に発明該当性については、各国での判断が分かれる結果となった。

シンポジウムにはホール定員に近い約300名の方にご参加いただいた。アンケートの結果、8割以上の方が満足と回答され、シンポジウムは好評であった。特許庁としては、今後も、AI関連発明の審査に関する国際協力や情報発信に努めてまいりたい。

なお、特許庁HP上にシンポジウムの当日資料を公開している²。

発明の名称	議論する観点
宿泊施設の評判を分析するための学習済みモデル (審査ハンドブック附属書 B 第 1 章 事例 2-14)	発明該当性 (特許適格性)
水力発電量推定システム (審査ハンドブック附属書 A 進歩性事例 34)	記載要件 (※)、進歩性

※審査ハンドブックにおいては進歩性の事例として公表されているが、議論を充実化すべく、記載要件についてもこの事例を題材とした。



1 AI関連技術に関する特許審査事例について

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei.html

Patent Examination Case Examples pertinent to AI-related technologies

https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei_e.html

2 国際特許審査実務シンポジウム開催ーAI関連発明のグローバルな権利取得に向けてー

https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminar/shinsa_jitsumu_2019.html

The JPO to Host "International Symposium on Patent Examination Practices on AI-related Inventions"

https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/seminar/shinsa_jitsumu_2019.html

1



1



2



2



4. 標準必須特許に関する取組

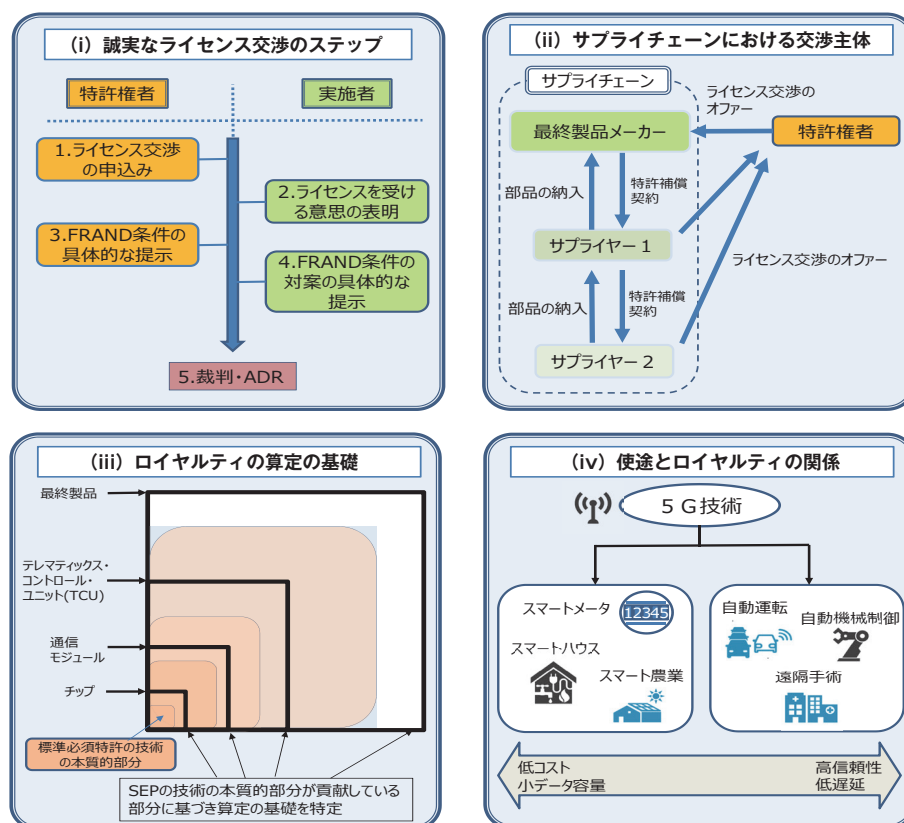
通信規格等の標準規格の実施に不可欠な特許である「標準必須特許(SEP)」を巡るライセンス交渉は、IoTの浸透や5Gの実用化により、自動車、家電をはじめとする異業種にまで広がっている。産業構造や商慣行が異なる異業種間でのライセンス交渉は困難な場合が多く、紛争に至るケースも増えている。特許庁は、SEPをめぐる紛争の未然防止及び早期解決を図るため、SEPのライセンス交渉に関する手引きの策定や標準必須性に係る判断のための判定の実施に向けた取組を世界に先駆けて進めてきた¹。本節では、SEPに関する最近の取組を紹介する。

(1) 標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き

2018年6月に公表した「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」²では、ライセンス交渉の進め方、ロイヤルティの算定方法など、ライセ

ンス交渉を巡る論点を特許権者と実施者の両者の立場から客観的に整理した[2-1-17図]。SEPに関する判例等は欧米を中心として各国で継続的に示されていることから、最新の判例や公的機関の見解等の調査を2018年度から続けており³、2019年度の調査結果を2020年4月に公表した⁴。

2-1-17 図【標準必須特許のライセンス交渉に関する手引きにおける主要な論点】



1 標準必須特許に関する特許庁のこれまでの取組は「標準必須特許ポータルサイト」(https://www.jpo.go.jp/support/general/sep_portal/index.html)を参照。

2 <https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/seps-tebiki.html>

3 平成30年度特許庁産業財産権制度問題調査研究「標準必須特許を巡る紛争の解決実態に関する調査研究報告書」

https://www.jpo.go.jp/support/general/sep_portal/index.htmlの「その他」欄参照

4 令和元年度特許庁産業財産権制度問題調査研究「標準必須特許を巡る国内外の動向について(裁判及び調停・仲裁による紛争解決の実態)」の調査研究報告書

https://www.jpo.go.jp/support/general/sep_portal/index.htmlの「その他」欄参照



(2)標準必須性に係る判断のための判定

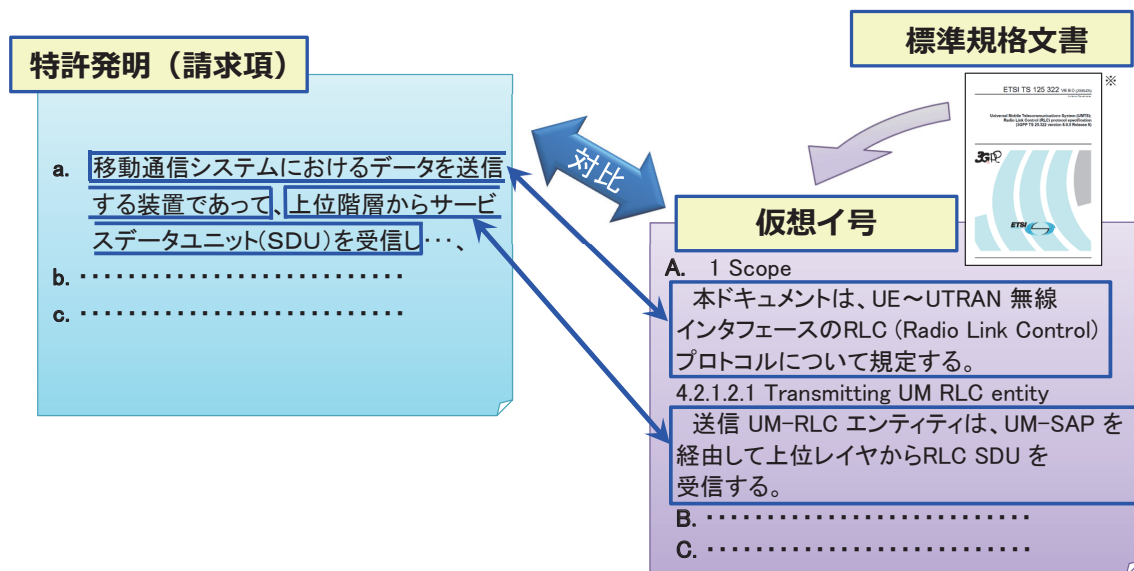
SEPを巡る環境変化によるライセンス交渉の当事者の多様化に伴い、特許の標準必須性の判断につき当事者間で見解の乖離などが生じているという状況を受け、特許庁は、標準必須性に係る判断のための判定の運用を明確化し、「標準必須性に係る判断のための判定の利用の手引き」を取りまとめて公表し¹、2018年4月1日から本運用を開始した。

その後、不正競争防止法等の一部を改正する

法律(平成30年5月30日法律第33号)の施行への対応と、ユーザーにとってより使いやすい運用とすることを目的として、2019年6月に本手引きを改訂し、同年7月1日以降に請求された案件に対して、改訂した手引きに基づく運用を開始した。

本運用は、審判合議体が、判定を求める特許発明と標準規格文書において不可欠とされる構成から特定した仮想イ号とを対比して判断を示すものであり、その判断内容によっては、特許発明の標準必須性についても判定書の理由において言及するものである。

2-1-18 図【標準必須性に係る判断のための判定のイメージ】



(出典) [3GPP TS 25.322 V6.9.0]

http://www.etsi.org/deliver/etsi_ts/125300_125399/125322/06.09.00_60/ts_125322v060900p.pdf
より特許庁が訳を作成



¹ https://www.jpo.go.jp/support/general/sep_portal/document/index/01.pdf